

宇都宮市人権施策推進指針懇談会第 2 回会議会議録

- 1 日 時 平成 15 年 1 月 27 日（木）午後 3 時から午後 4 時 54 分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所 16 階中会議室
- 3 出席者 横島 章会長，坂本千代子副会長，伊達悦子委員，増井瑞穂委員，上野弘一委員，高橋勝也委員，和田献一委員，小林 孝委員，小林保子委員，近藤貴子委員，佐藤英雄委員，鈴木勇二委員，浜野 修委員，星 紀彦委員，間庭秀夫委員，山崎富子委員，高澤 満委員
(欠席委員 齋藤正信委員，柿沼 賢委員，鎌倉三郎委員，ディアス・クリサンタ委員，中村明美委員)
事務局 五井渕行政経営部次長，渡辺行政経営課長，手塚行政経営課統括グループリーダー，菊池グループリーダーほか 11 名
- 4 議 題 (1) 第 1 回会議の会議録について
(2) 指針素案の概要（第 1 章）の内容の一部修正について
(3) 指針素案の概要（第 2 章及び第 3 章）について
(4) その他

1 開会（午後 3 時）

事務局

- ・ 開会に当たり，欠席委員について及び傍聴者がいないことを報告

2 議事

(1) 第 1 回会議の会議録について【資料 1 参照】

会長

- ・ 天気がよくないところお集まりいただきましてありがとうございます。
- ・ 本日は，5 時までの予定ですので，それで進めてまいりたいと思います。
- ・ 一つ目の議題であります，第 1 回会議の会議録についてであります，発言の全文を筆記したものを委員の皆様にお送りし，その後ご訂正いただきまして，ご指摘いただいたところを修正し，発言者の名前を伏せたものを資料 1 としてお手元にお配りしてあります。
- ・ この形で公開いたしたいと考えておりますが，ご意見等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長

- ・ 異議ありませんか。
- ・ ご異議ないようですので、配付した会議録で内容を確定したいと思います。
- ・ 確定いたしました会議録は、宇都宮市のホームページと市役所1階の行政情報センターで公開されることとなりますので、ご承知おきください。

2 議事

(2) 指針素案の概要(第1章)の内容の一部修正について【別紙、資料2参照】

会長

- ・ 次に、指針素案の概要第1章の内容の一部変更についてを議題といたします。
- ・ 事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

- ・ 指針素案の概要第1章の内容の一部変更につきましてご説明いたします。
- ・ お手元に別紙と表示のある資料をご覧になっていただきたいと思います。
- ・ この資料の中の2ページ、3ページ、5ページのオレンジ色で塗ってある部分につきましては、第1回の会議におきまして委員の皆様からご指摘をいただきました部分を修正したところであります。
- ・ まず、2ページについてであります。憲法の条文の順序どおり並べ替えてはどうかというご意見を踏まえて、文の構成を条文の順番のとおり並べ替えたものであります。
- ・ 次に、3ページであります。「啓発活動」と「教育活動」の位置を入れ替え、また、「4割」の標記を「40パーセント」と改めました。
- ・ 次に、5ページであります。採択した条約の数を「27」に改めたほか、批准した条約数を新たに加えたものであります。
- ・ それから、「内閣総理大臣を本部長とする」という文言を加えるとともに、その下の4行につきましては、判りやすい表現にしたものであります。
- ・ 以上を踏まえまして、指針の素案のうち第1章のみを資料2として委員の皆様にお配りしてありますので、後ほどご覧いただきたいと存じますので、よろ

しくお願いいたします。

- ・ なお、別紙の1ページをご覧いただきたいのですが、目次がありますが、第4章重要課題への対応の中の外国人の並び順につきましては、現在事務局において検討中でありますので、第1回会議の資料と同じままとなっております。
- ・ 検討した結果につきましては、後日改めてお諮りしたいと考えております。
- ・ 以上でございます。

会長

- ・ この原稿は、これで固まるわけですか、それともまだ修正できますか。

事務局

- ・ 第1回会議で出されました意見を踏まえて改めたものでありますが、またこれについて何かご意見がありましたら、事務局にいつていただきたいと思えます。

会長

- ・ そうですね。
- ・ 皆様方ご意見ございますか。

A委員

- ・ 一つあるのですけれども、構成についてのところで、今お話になった、重要課題への対応のところには、1から7までありますが、「その他」という欄を設けていただいて、例えば、犯罪を犯した人が更生しようとしたときに差別を受けたり、あるいは、ホームレスとか、貧困者が差別を受ける場合が現実にはたくさんありますから、「その他」という欄が必要ではないでしょうか。

会長

- ・ そうですね、その点はどうか。

事務局

- ・ 次回、1月7日に予定しております第3回の会議において、第4章について議論いただきますので、そのときにお話いただければと思います。

- 会長
- ・ ただいまのご発言につきましては、是非入れなければいけないことですので、次回でも同じ発言をお願いいたします。
 - ・ また、私から申し上げますと、3ページ(3)のところの取組と現状のところの文章がですね、調査結果のところは少し調整した方がいいと思うところに気付きましたので、後ほど修正して、皆様方にご提案し、あとで検討したいと考えていますので、ご了承いただきたいと思います。
 - ・ その他ございますか。
- B委員
- ・ 外国人の問題は、前回議論しましたけれども、日本国憲法は、「国民」や「すべての人」と分けていますけれども、ここでは「市民」という言葉を使っていますけれども、これには外国人を含むと考えるのは議論の道筋からすると当然だと思うのですが、「国民」という表現は誤解されるおそれがある。
 - ・ ですから、ここに注記をすとか、「すべての人」といったときには外国人を含むとか、「市民」という概念の中でこれを出すとかが必要なのではないのでしょうか。
 - ・ いずれかに外国人を含まないと、人権の議論は成り立たなくなってしまうので、その工夫を検討してもらいたいと思います。
- 会長
- ・ 資料の表現の仕方ですね。
 - ・ これは、検討課題としておきましょう。
- 事務局
- ・ 検討いたします。
- 会長
- ・ それでは、先に進みましょうか。

- C委員
- ・ 前の文章は常体で、これは、敬体になっていますね。
 - ・ 最終的には、文体を揃えるのですか。
- 事務局
- ・ 最終的には、「です」、「ます」調に揃えます。
- C委員
- ・ いまのものは、両方混ざってしまっていますので。
- D委員
- ・ 確認なのですがけれども、別紙の記載内容と、資料2の文言では「人権とは」のところは、第1回会議でF委員とB委員とのやりとりの中の「義務」についてが出てきています。
 - ・ どうして資料2だけに出てきているのか、なぜ、別紙にはでてきていないのでしょうか。
- 事務局
- ・ 今のお話は、第1回会議で議論していただいた、別紙の方にはでていないもので、今日お示しした資料2には入っているのではないかというご指摘ですが、別紙の方は概要的なものを示したものでありまして、これを踏まえまして、さらに、これに肉付けをしたものが今日お渡ししました資料2であります。
 - ・ 資料2につきましては、本日ご議論いただきませんが、ご覧いただいて、気付いた点がございましたら、次の会議でおっしゃっていただければと思います。
 - ・ 今回は、第2章、第3章についてご議論いただくのですがけれども、これも概要で議論していただいて、この概要を踏まえまして、事務局で肉付けをいたしまして、第3回の会議には第1章と同じような形でお示ししたいと考えております。

- D委員
- ・ なぜかといいますと、「検討します」といっていたものが、この資料2の憲法12条の中に「憲法の保障する人権は公共の福祉のために利用する義務を負うものとする」という文言が追加されている。
 - ・ このままですと、前回の議論がうやむやになってしまうと思ったので発言しました。

- 会長
- ・ まだ、最後に調整いたしますから、そのときに議論したいと思います。
 - ・ どうもありがとうございました。
 - ・ それでは、先に進みましょうか。

2 議事

(3) 指針素案の概要（第2章及び第3章）について【別紙参照】

- 会長
- ・ 次に、指針素案の概要第2章、第3章について議題といたします。
 - ・ 2章3章を一度に処理するのではなくて、まず2章について検討し、次に3章を検討したいと思います。
 - ・ 説明が終わり次第ご議論をいただきたいと思います。
 - ・ それでは、事務局お願いします。

事務局 【別紙6ページについて説明】

- 会長
- ・ どうもありがとうございました。
 - ・ 最終的には、流れるような文章になるのですね。

事務局 素案では、これに肉付けいたしまして、流れるような文章にいたします。

会長 それを前提にご質問等をお願いいたします。

E委員

- 二つあるのですけれども、まず、ここでは4つに分けてありますけれども、4つで十分なんでしょうか。
- それと、学校とはどこまで含んでいるのでしょうか。
- 例えばですね、皮肉ではなくてですね、私は実は昨年まで副学長をやっています、また、セクシュアルハラスメントの防止委員会の委員長もやっています、実際、終わりのころに起こりまして、大変苦勞したのですけれども、そうすると、大学の職員も入るのではないか、また、市の職員も入るのではないかと思うのですが。
- 起きないと思いますが、この2つをどうお考えになっているのか伺いたい。

事務局

- まず、この4つでいいのかということですが、人権の問題ですから、あらゆる場で、人権問題が発生する可能性はあるのですけれども、特に、学校、地域社会、家庭、企業、こういうところは、常に、より、こういった人権問題に接する機会が多いということで、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念の中でも、国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて人権教育、啓発を実施しなければならないとありまして、特にこの4つにつきましては、特出しして述べております。
- これを踏まえまして、宇都宮市としては、特にこの4つを出したところであります。

E委員

- 学校の部分ですが、子どもの発達段階に応じてとありますが、子どもはどこまでかということ、20歳までを子どもというわけではなく、中学生までぐらいかなという見方もありますし、あるいは、高校生までかなという見方もありますし、このごろ大学生も幼稚化しているので大学まで入るのかなと思ったものですから。

- 会長
- ・ 広い意味で、教育の場ということでしょうか。
 - ・ 学校を中心とする教育の場と考えておきましょうか。
- E委員
- ・ 企業という言葉も、どこかが抜けてしまうのではないかと思います。
- 事務局
- ・ 指針の概要の中では、一応、考えておりますのは、就学前段階と、義務教育段階ということで、中学校までを考えています。
 - ・ ちなみに、県の行動計画ですと、就学前段階、義務教育段階、高等学校段階としていますが、県は、高等学校まで所管しているからです。
- 会長
- ・ ここでは、中学までを考えておくということですね。
 - ・ ただ、児童虐待防止法においては、子どもは18歳未満としているなど、ものによって違ってきます。
 - ・ E委員、それでよろしいですか。
- E委員
- ・ これは、あまりぎすぎすするので、はずれてはうまくないですから、例外が出てしまつては困ると思ったものですから。
- 会長
- ・ それ以外にご質問等ございますか。
 - ・ ないようでしたら、私からですが、「家庭の日」というものを知ったのは、実は1週間前ぐらいなんですけれども、オリオン通りの入口に横断幕がありまして、宇都宮市に「家庭の日」があるというのを知ったんですけれども、いつごろからあるのですか。
- 事務局
- ・ かなり前からあります。

- F 委員
- ・ 今の「家庭の日」に関する補足ですけれども、中学校ではだいたい部活動をやっていますけれども、「家庭の日」には子どもたちを帰そうということで、部活動をさせない日を各学校で約束しながら、数年前から機能しております。
- 会長
- ・ 第3日曜日は、練習は中止ということですか。
- 事務局
- ・ 宇都宮市におきましても、「家庭の日」にはできるだけ行事をいれないようにしております。職員や市民の方には家庭、家族の中で時間を送れるように配慮しております。
- 会長
- ・ ほかにどうぞ。
- B 委員
- ・ 基本的な認識の問題ですけれども、「家庭の日」の議論もそうなのですが、現実には家庭というものが十分に機能しているのかどうかという大きな問題が基本的にあると思います。
 - ・ 学校とか、地域社会とか、家庭、企業と分けていますが、かつては、学校は共同体として機能していたし、家庭も共同体として機能していました。
 - ・ それから、企業も終身雇用ということで、企業共同体として機能していましたが、これらが機能していることを前提として分類しているのではないのでしょうか。
 - ・ 人権の問題が登場してきているということは、その共同体が機能しなくなってきたから、つまり、家庭といっても、今、事件が起きて判るように、家庭の中で親が子を虐待するわけで、離婚して連れ子を殺してしまうとか、家庭そのものが機能しない、あるいは、崩壊している現状にあります。
 - ・ そういった状況の中で、個人を尊重する人権というものが重要だという議論

であれば理解できます。

- ・ しかし、そうではなくて、家庭の基盤作りだという言い方で、つまり、その家庭が本当に機能しているのか、大家族から核家族に移って行って、核家族が子どものいない世帯になって、シングルライフになっているわけで、流れはそういう流れになっている。
- ・ こうやってみてみると、人権がどうして必要なのかというと、こういった時代背景があるからです。
- ・ そこは、私は、この議論の原則のところ、考え直さなければいけないところだと思っています。
- ・ 学校も、地域社会の共同体が生きていたり、家庭の共同体が生きていたりした、共同体が機能してきた時代に、学校共同体のシステムというのは十分機能していた。
- ・ つまり、そういう文化がありましたから。
- ・ しかし今は、学級崩壊、登校拒否という形で出てきているのは、すでに学校が共同体として機能する文化を共有できなくなってきたからではないでしょうか。
- ・ したがって人権というものがきちんとそこに登場してこない、共同体が崩壊した後、個々を支える人権尊重の社会づくりというのは、どうしても必要となくなってくるのではないのでしょうか。
- ・ そうではないと、ここで概念がぶつかることになってしまいます。
- ・ 学校の先生と議論したときに、学校教育の前提というものは、よりよき集団づくりとのことでありました。
- ・ よりよき集団づくりというなかで、個性を尊重し、個性を発揮すると、私はこの先生といるのがいやだとか、いろいろな個性が出てきてしまいます。
- ・ そうすると、よりよき集団づくりということで、教育しようとする、そういう子どもはダメとなり、体罰につながったりするわけで、こういう議論と

個を尊重していきましょうという議論がでてくると、よりよき集団づくりの発想そのものが変らざるを得ない。

- ・ 実際に子ども達が置かれている状況は、こうだと思います。
- ・ そこで、人権というものをどう考えるのかというふうに、人権の考え方と共同体として機能してきたそういう文化や、ものの考え方や、習慣やしきたりが、今、機能しなくなっている。
- ・ そこで改めて、これからの時代、人権というもので社会づくりをしていくときにどうするのかという意味での議論に移らざるを得ないと思う。
- ・ 地域社会といっても、祭りを一緒にやるとか、お葬式をみんなでやるとかというのが、葬儀場でやるのか、祭りも参加しない人が多いわけですから、地域そのものも共同体としての機能を失っている。
- ・ では、それでいいのかとなると、そうではない。
- ・ だから、一人ひとりの人権をきちんと尊重する社会づくりが必要になるのではないのでしょうか。
- ・ こういう提案がされている意味での人権の議論です。
- ・ 私は、そこを混合して提案しているのではないかと思う。
- ・ 改めてよりよき集団づくりという概念で学校教育をしようとする、人権の議論はおざなりになってしまう。
- ・ 人権ということで個を尊重していこうとなると、集団意識というのは求められなくなってしまう。
- ・ 実際に子ども達はどうかというと、共同体とか、集団づくりという今までやってきたやり方とは違う形で、状況がそうなっています。
- ・ その中で私は、混沌としているから文部科学省は今年出した方針をまた翌年変えるように混乱していると思う。
- ・ こういったところの問題の整理が必要なのではないのでしょうか。

事務局

- ・ 先ほど、家庭崩壊、学校崩壊などが現状として出てきておりますけれども、やはり今の社会は、これからも家庭というものは社会を形成していくに当たっての大切な単位だと思います。
- ・ 学校もしかりだと思います。
- ・ 今、お話がありましたように、地域社会においても共同体が崩れていく現状にあります。では、家庭や学校や地域社会がすべて崩壊してなくなってしまうのかというと、決してそうではありません。
- ・ 今は、人権の問題が出ていますけれども、日常の会話がなかなかもてない中で、親子であっても、夫婦であっても、なかなか言葉が通じないことができてしまっているのではないのでしょうか。
- ・ そういったことから虐待なり、色々な現象が出てきていると思います。
- ・ ここでは、こういった人権侵害的なものが起きないようにするためにはどういった施策が必要であるかということで、「家庭の日」というのを設けて、できるだけ親子が、家庭が、家族が会話を持てるような、心が通じ合うための一つの手段として、会話が持てるよう、時間を一緒に過ごせるような方向にもっていくために「家庭の日」を更に一層推進していくということでの提案というつもりで出したものです。

B委員

- ・ 言っている趣旨は判りますが、私はもっと状況は違ってきていると思う。
- ・ 親子の間の愛情、夫婦の間の愛情ということで、それを確認して共同体を形成するということだけでは、もうすでに状況は先にいっている。
- ・ つまり、親子の間でも、虐待防止法という人権法が介在しないと、そういった虐待はとまらない時代です。
- ・ 親子の愛情ということだけで、ものごとがまとまっている時代ではなくなってきました。
- ・ そういうことが虐待防止法の背景ですが、夫婦の間だってDV防止法という

人権法が介在しないと、そういう状況がとまらなくなっています。

事務局

- ・ 先ほど申し上げたことですけれども、おっしゃるとおりだと思いますので、そういったことで、別の角度から、別の手法で色々な主体が、家庭崩壊などを防ぐべく、法令も含めていろいろ打出されています。
- ・ そういった中で、市の立場としては、一つの事例として話題になっていますが、こういった施策をさらに推進していく必要があるのではないかと考えています。
- ・ これだけで家庭崩壊が防げるというようなものではないということは、理解しているつもりです。
- ・ また、ここで、法令その他の防止策をどう出していったらいいのかということも議論することは、守備範囲が広がりすぎてしまうのではないのでしょうか。

B委員

- ・ 私は、家庭の崩壊、地域が崩壊するのをとめようとする形で考えるということでは状況認識ができないと思います。
- ・ つまり、もう、崩壊しているわけですから、個人がばらばらのままで、力関係だけで社会の中で生きていくのか、というとそうではありません。
- ・ そこで、人権という形で支えていく社会づくりもあるのかということに議論はきているのではないかと思います。
- ・ だから、地域共同体とか学校共同体といったときには、それなりのしきたりとか習慣とか文化とかでいちいち説明しなくてもある程度支えあうとか、助け合うことができました。
- ・ 家庭もそうでした。
- ・ でも、今の状況を見ると、もうそういうことでは何かあったときに、文化だとか習慣だとかしきたりで支えあうということは、誰も共通項を持たなくなっています。

- ・ したがって、人権という法が介在しなければいけなくなっている。
 - ・ 人権というものを、もう一度、社会を作っていくための機軸にして、どういった社会の在り方にすべきなんだということ、つまり、個人がばらばらになっている段階で、人権というものをきちんと据えて整理をしないと、現状にあわない人権議論になってしまいます。
 - ・ このことを私は、非常に危惧している。
 - ・ 実際、学校は極めて困っています。
 - ・ それはもう、個というものがどんどん登場して、だんだん我儘化という方向に動いています。
 - ・ それにたがをはめて、かつての共同体のような形にしようといっても、ぼろぼろ落ちてしまう。
 - ・ それは、状況がそうなってしまうている。
 - ・ そこで初めて人権ということが、個の尊重とか、今人権といわれている概念が、社会づくりのきちんとした中核に座って、社会を構成するものがつくりだせるのかということが、人権論の重要なテーマなんです。
 - ・ 私がいっているのは、極端なことではなくて、状況はそうなってきたのだけれども、かつての共同体が機能していた時代のイメージがまだ強烈に残っているから、それを何とかしようという動きがあるけれども、それは現状の方が先にいっているのではないのかということです。
- 事務局
- ・ 昔の共同体、昔のコミュニティに戻そうということでは決してありません。
 - ・ 家族の在り方についても同じだと思いますし、時代の流れの中で、今、求められている家庭、求められている地域社会、それを形成していくためには何をしたらいいかということで、色々な形で取組がなされています。
 - ・ 家庭の場合は色々ニュースも出ていますけれども、まだまだ健全だとは思いますがけれども。

- ・ 学校についても、校長先生も出席いただいておりますけれども、非常に難しい状況になっておりますけれども、横島会長は学校崩壊も書いていますので、バトンを渡したいと思うのですが。

G委員

- ・ 今の意見を伺っていて思うのですけれども、親の愛情というものを復活させるとか、あるいはもっとコミュニケーションを増やしていくとか、そういうことで人権意識が醸成されるかという、決してそんなことではありません。
- ・ だから、公的な縛りを持ってこなければならなかった。
- ・ 幻想を抱くのはやめたほうがいいのではないのでしょうか。
- ・ つまり、制度や法律をつくることは簡単だけれども、意識というものは、制度や法律ができたから変わるかという、変らないから、こういった問題が出てくるわけで、それを考えながら、基本方向にある具体的な施策を考えていかないと、理念にもある、そういう危険性があるのだと思います。

事務局

- ・ B委員と同じ方向と思うのですけれども、先ほど申し上げたとおり、私も決して「家庭の日」にだけ、コミュニケーションなり、愛情を持てる時間を設ければ解決できるという意味では言っていません。
- ・ ここでは、「家庭の日」が話題になっておりますけれども、ここには色々な施策が並べておりますけれども、これらを総合的に進めていく必要があると思います。
- ・ そのほかに、国で行っている法律の問題があり、トータル的に進められていくことによって、今の人権侵害の状況が減っていく、防止されていくことになるのではないのでしょうか。
- ・ 決して幻想を抱いているのではなくて、やれることは、たとえ少ししか効果が見込めないものであっても、色々なものを多様に実施していく。
- ・ そのことによって、積み重ねによって、防止される環境が整っていくのだら

会長

うと考えています。

- ・ 議論はそろそろこの辺で終わりにしたいと思いますけれども、例えば、学校を例にとりますと、集団教育の場であり、同時に個性を伸ばす場でもあります。
- ・ ということは、集団に力を入れて考えるか、個に力をいれて考えるかということは、絶えず対立していたり、矛盾が生じたりするわけです。
- ・ 体育の時間はみんな同じユニホームを着て、同一の行動をしていますが、そこには個性の尊重があるのですかという意見になってくるわけですが、考え方とか、教科の好き嫌いとか、人生観とか個性は尊重される。
- ・ 集団行動の中で、対立する要因を持っている者を同時に満足させつつ、生徒の成長を図っていくところが学校の間であります。
- ・ また、社会環境の変化については、生産性の停滞と生産性の向上という側面から社会は必要的に構造の変化を示して、それによって人間の行動が変わってきます。
- ・ 大きな変化の流れの中で、人の人権というものが実態的に、次第に確保されつつあるものの、今、我々はそれを意識的に、人権という視点から見直そうとしています。
- ・ 人権という視点で見直そうということになった背景は、社会の生産性の向上であったり、余裕ができたことであったり、もう一つは人々の意識が定着したことが思想的な背景があると思います。
- ・ そして人権を考えると一番の基本は、人権とは何かと考えるのではなくて、人権が侵害されるという現状から、侵害されているものを、少しでも修正していこうと考えるところから出発することです。
- ・ 公的な人権の戦いにおいても、私人間における人権の戦いにおいても、それが出てくると思います。

H委員

- そんなことで、一応原理的には学校、地域社会、家庭、企業と分けながら、普遍的な人権というものを念頭に置きつつ、現状の人権の問題を考えていくということで議論を進めたいと思います。
- そういうことで、B委員よろしく願いいたします。
- 第2章のところの文面で、お話を聞かせていただきたいと思うのですが、施策の基本方向のところ、学校、地域社会、家庭とも比較的、具体的に表現されているのですが、企業のところだけは、何かザックリとなっている感じがします。
- その後のところを見ても、「公正な採用の確保」とありますが、「公正」といっても、男女を公正にするのか、学閥を公正にするとか、容姿を公正にするのかなど色々なところを公正にすると考えられるのですが、うやむやにしておいたほうがいいのかというような表現でいいのか気になりました。
- それと、地域社会、家庭とも「人権啓発の推進」や「人権意識の啓発」とありますが、人権啓発の推進と人権意識の啓発とはどのように違うのでしょうか。
- また、企業の場合には、人権啓発への支援となっておりますので、この3つの言い回しが似たような感じもしますし、使い分けをしているのかなとも思います。
- あと、もう一つですが、ちなみに企業のところですが、現状と課題のところは、逆のような気がします。
- 現状のところを書いてあることは、課題であって、課題のところに記載されている「障害者の法定雇用率達成の問題」から始まって下から2行目の「存在しており」のところまでですが、ここを「存在している」で結べば、これが現状ではないかと思います。
- 課題とは、すなわち課されたものだと思いますので、現状のところ、どち

らかというと課題なのかなと思います。

会長

- ・ 現状と課題は、逆といえば逆なのかもしれませんね。

事務局

- ・ 修正いたします。

会長

- ・ それと、「公正な採用の確保」というのは、だいたい採用選考ですよ。
- ・ だから文言とすれば「公正な採用選考」となりますか。
- ・ 公正な採用選考というのは、同和問題に端を発しまして、部落解放同盟等から強く要求されたことは、部落出身者の人に対しては採用試験の点数が突発的に落とされてしまうということで、公正な採用選考をするために、戸籍抄本を添えさせたり、面接において家庭環境を調べたりすることによって、部落の子弟が不利益にならないようなシステムを作ろうということで、この運動を受けて、今は、厚生労働省がそういう問題が起きないように採用選考においては能力と適性だけで実施するようにとずっと指導をしていて、それが前提にあって、「公正な採用選考」と使われている。
- ・ ですから、同時に今までの問題が起きるような企業は、部落の子を落とすような企業は、母子家庭の子どもも落とすとか、定時制の卒業生を落とすとかなど、完全に弱者を排除しようとするでしょうし、そのようなことを一切なくして、一方こういった運動が展開されてきたということを前提にして、公正な採用が確保されてきました。
- ・ ですから、就職の願書には県名しか書かないと思います。
- ・ こういったものは、この運動の成果だと思います。
- ・ また、面接のときには、親の職業を聴くようなこともしないと思います。
- ・ ただ、私立の大学では書かせているところもあり、親の学歴まで書かせているところがあります。

B委員

- ・ 採用試験の時には、かなり、このことは定着していると思います。
- ・ 企業には、同和問題推進制度というものがあまして、各担当者は、年1回は県の職業安定課とかの担当課の講演を聞いたり、話し合いをしたりしています。
- ・ 企業についてコメントが少ないのは、企業に対して遠慮しているだけだからだと思う。
- ・ 今話が出た機会の平等、入口の平等と結果の平等ということで、アメリカなどではかなり厳しく結果の平等を考えていて、入口では平等であっても、結果で平等でなければ、その間には差別があったと認定しますが、こういったものを入れて企業を見つめるとか、障害者の雇用率の問題でも達成率が低いとか罰金を払った方が安いとか、人権というものを本当に企業が守る施策として、何を企業に求めるのか、あるいは、労働者の人権というのはどういった形で求めるのかという意味に関しては、国は結構及び腰だと思う。
- ・ 女性の場合には、賃金の問題、昇給の問題などが議論になっていますけれども、労働者の人権は、どういった形で守られるべきなのかということが、企業の社会的責任だとすれば、これをはっきりと出すべきなのではないか。
- ・ 結局、当り障りのないところを並べただけなのではないか。

会長

- ・ これだけでも書くのは大変なことだと思います。
- ・ 人権という視点で、理想的なことを述べれば、現在の企業における人事管理等には色々問題がありそうだということは判りますが、企業は、利益を追求しなければならぬということで、かなりの面で無理が行われているのではないかという懸念もあります。
- ・ H委員何か付け加えることありますか。

- H委員
- ・ 私は、単純に公正な採用の確保という文面だけを見て、判りづらいということを指摘したかった。
- 会長
- ・ 付け加えますと、近畿地方では、高校生が採用試験を受けて、面接を受けた場合は、どんな質問をされたのかということを経営者に報告する仕組みがつけられています。
 - ・ 家庭環境等について質問された場合には、学校が直接、あるいは、ハローワークを通じて企業に申し入れる。
 - ・ こういうことを長い間続けています。
 - ・ ただ、学校においては、特に生活面においては、家庭環境について十分把握していなければ児童生徒の指導ができないというのが常識となっている。
 - ・ こういったことをいかに調整するかということが、課題となっています。
- 事務局
- ・ 地域社会のところの「人権啓発の推進」とあり、家庭のところの「カ 人権意識の啓発」、それと企業の「イ 人権啓発の支援」とありますけれども、企業につきましては、市として企業が人権啓発を行うことについて支援していくという意味ですが、地域社会と家庭のところは、同じことをいっていますので、ここは、統一したいと思います。
- 会長
- ・ あと、第3章も残っていますので、あと15分ぐらいで区切りたいと思います。
- B委員
- ・ 人権教育とか人権意識の啓発とかは、内容については何を人権教育でやるのかということに関しては、問わないのですか。
 - ・ つまり、人権というのは、守らなければならない基準があって、国際条約もそうですし、そういうものを人権教育の中でしっかりと認識してもらって、守

ってくださいという内容で、人権教育があるのか、あるいは、そのほかの人権教育があるのかということです。

- ・ 人権教育の内容が、極めて問題だと思います。
- ・ 憲法25条の生存権の保障ということで、最低限の保障はしますということがありますが、これをきちんと守ってくださいというような内容で、人権教育を学校でもやっていくということであれば、人権はどういった水準で守らなければならないということがよくわかるのですが、内容を告げずに、これをあいまいにしたまま、人権教育や啓発をやってもさほど進展はないのではないかと
思う。
- ・ その内容に関しては、守らなければならない人権基準、水準というものをある程度明確にした形で、人権教育マニュアルを作るのか、ただ人権を守りましょうという程度の人権教育なのか、これは大きな問題だと思います。
- ・ だから、そこを、この中になぜ含まないのでしょうか。

事務局

- ・ 人権教育の中身はどういったものかという、今、関係課が13課あるわけなのですけれども、それぞれの課において人権教育とか人権啓発に取り組んでいますが、宇都宮市として人権教育がどういう形でやっていくのかということ
は、国や県の資料を基にしてそれぞれが行っていきます。
- ・ 具体的なメニューアップはしてはおりませんが、ここにはある程度のメニューがあれば判りやすいと思いますけれども、私が思うには、人権と言うのはそこ
ここで誰もが全てということ色々な書き込みがありますけれども、例えば、学校のいじめの問題についても、体の弱い子はみんなで支えるのだよと
か、いじめはいけないということも含めて、全て人権ということだと思
う。
- ・ 今言われた市役所の中での取組は、各課が色々な事業を展開しているが、外国人の問題であっても男女の問題であっても取組を進めていくとしていますが、
たしかに漠然としているが、あらゆるものが人権につながっていくことだと思

います。

- ・ 確かに、今、B委員がおっしゃったように、例えば人権教育とはこういうものだというような、例示的なものがあつたほうがいいような気はします。

事務局

- ・ その一つとして、学校ですけれども、今、ご指摘があるように、最大限守らなければならないとかの具体的なものはありません。
- ・ 学校教育の中では、全ての教科において、知的なもの、感受性、判断力とかを色々な形で学んでいって、その結果、こんなときにはこんなことがあるねとかいうことが学校教育の中では展開されています。

B委員

- ・ 今のは、かなり抽象的ですよ。
- ・ 例えば、もっと具体的に言いますと、水道料金を納めていない人の家に行つて、市の職員が水道の栓を閉めるじゃないですか。
- ・ 水道の元栓を閉めると水が出なくなるというのは判りますよね。
- ・ それを閉め切ったときに、閉められた人の人権が侵害されたのか、守られているのかが問われる。
- ・ 私がある市の職員に訊いたら、1回閉めるけれども、緩めて帰ってくるということだった。
- ・ 蛇口をひねれば水は少し出るということですが、それを指示することも問題だし、実行しに行くことも問題であるけれど、それは人権侵害なんだと。
- ・ 最低限度守らなければならないところがある。
- ・ それがどこまでかということを、しっかり教え込まないと、これはあいまいであつてはいけない。
- ・ これは、命に関わる問題ですから。
- ・ 最低限度とは何か、ということは施策で共通しているものがある。
- ・ そういったものは、幅があつて、色々な人の人権ではなくて、最低限きちん

と守らなければならない人権というものは、この一線を超えてはいけないというものは、しっかりと学ぶことができないと、人権は守れないのではないか。

- ・ こういったものが人権教育の中には、内容として示されないのか。

会長

- ・ B委員のご意見は第2段階のものですね。
- ・ ここでは、人権教育、人権問題を普及しようという段階でありますから、深めていこうと言うことは、次の段階ということで、これは基本的によく勉強しておいてもらいましょう。
- ・ 確かにそのことは大切なことではありますが、今日は、市で作ったたたき台についての議論では深まりすぎますし、時間もなさすぎますので、申し訳ありませんが、意見として聴いておくことにしたいと思います。

事務局

- ・ 先ほど「家庭の日」のご質問がありましたが、所管課の課長がまいりましたので、ご説明いたします。

事務局

- ・ 「家庭の日」というのは実際には、昭和30年に鹿児島県でできたと伝えられておりまして、その後昭和41年に青少年健全育成の国民会議の発足とともに、「家庭の日」を第3日曜日にしようという国レベルの決定がなされまして、これにあわせて、昭和41年に、栃木県の青少年問題協議会でも決定されております。
- ・ 宇都宮市においてモデル的に取り入れましたのは、昭和53年でございまして、現在の内容といたしましては、家庭というのは人間形成の基盤だということから、健全な青少年を育成するために、よりよい家庭環境づくりをしていただくということで、宇都宮市も毎月第3日曜日を「家庭の日」として、多くの市民にPRしていこうということで、年度的には「家庭の日」推進ポスターコンクールとか、昨年には餅つき大会などを開催しておりまして、広く進めて

いく考えであります。

会長

- ・ ありがとうございます。
- ・ ほかに何かご指摘したい点はございますか。

D委員

- ・ 学校の部分なのですが、現状の書き出しが「市においては」となっているのですが、ここは「学校教育においては」とか「各学校では」とかにした方がいいのではないかと思います。
- ・ それから、企業の部分ですが、基本方向のうち「人権啓発の支援」というお話がありましたが、企業の場合は、社会的に責任があるわけですから、「積極的に」とか「継続的に」ということばを入れた方がいいのではないかと思います。

会長

- ・ 1月の末に企業向けの人権啓発のシンポジウムが開催されます。
- ・ 職業安定課というところで、企業内啓発のシンポジウムを全国的に展開することになり、栃木県では、1月28日に開催されることになってまして、少しは動き出したという感じがします。
- ・ 文言としては、今のご提案を記録しておいてください。
- ・ ほかにございますか。

I委員

- ・ 根本的なことなのですけれども、この指針が出来上がってどのように活用するお考えなのでしょうか。

会長

- ・ 出来上がったものの活用ですが、出来上がったらどうなるのですか。

事務局

- ・ 冊子にまとめまして、市役所だけでなく学校とかに配付したいと考えており

ます。

- ・ また、地区市民センターなどに置いて広く市民の方に見ていただくようにしていきたいと考えております。

会長

- ・ よろしいですか。

I 委員

- ・ はい。
- ・ なぜこういうことを聞いたかといいますと、市民の方が目にしたりするものであれば、できるだけ判りやすく、理解しやすいようなものにすべきだと思いますので。

会長

- ・ 場合によっては色をつけたり、写真を使ったりして、判りやすくしてください。

J 委員

- ・ 文言のことなのですがけれども、女性が確かに弱いということが今までもあったのかもしれませんが、皆さん男性の方も家に帰って虐待などしないかと思いますが、一般的な状態の中で、家庭の部分にありますが、「介護を必要とする高齢者」とありますが、介護を要しない高齢者に対しても身体的、心理的、性的、経済的な暴力が家庭内にあることも含んで、また、特に「女性が受ける身体的」とか、「女性の人権を侵害するもの」とかの部分は、「女性」をはずして、「家庭内などで高齢者や夫、パートナーなどが受ける」、さらに、「子ども」もこの中に入ると思うのですがけれども、身体的、心理的ということで、なぜ、ここでは「女性」だけが、確かに1番最初の重要課題への対応のところでは女性、子ども、高齢者ということでありましたけれども、今の世情の中では、女性だけが弱いとか、子どもだけが弱いわけではないような気がしますが、いかがでしょうか。

会長

- ・ もっともな指摘だと思います。
- ・ これは、この原稿を書いた人が自己反省をしながら書いたのではないでしょうか。
- ・ 確かにそうですよね。
- ・ 事務局の方で参考にしてください。
- ・ その他ございますか。
- ・ ないようでしたら、私から発言させていただきますが、「学校」の課題の中ほどのところですが、「正義感や公正さを育成するにはボランティア活動と交流教育が必要だ」という文言がありますが、こういった問題を理解するために大切なことは、「きちんと学習すること」だと思いますので、「きちんと学習すること」という文言が抜けていることを指摘しておきます。
- ・ ここで大切なことは、世界観、人生観について学ぶこととか、歴史を学ぶとかという、基礎学力に類するようなことばをきちんと把握しない限り、こういうことで教育をやっても、ボランティア活動をしてもしかたがないので、ここにこういった文言を入れていただきたい。
- ・ その他ございますか。
- ・ もしなければ、次に移ります。

事務局

【別紙7ページについて説明】

会長

- ・ ありがとうございました。
- ・ 端的にご説明いただきましたが、各方面から皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、インフォームドコンセントについてはいかがですか。

K委員

- ・ 我々としましては、説明責任を果たしているつもりですが、患者さんは十分

理解していないということはあるようで、インフォームドコンセントはこれからも患者さんが理解できるように努めなければならないと思います。

- ・ プライバシーに関しても、非常に神経を使っています。
- ・ 例えば、紹介状の封をあけるときの、看護師が開けてとりだして、医師に渡すと、プライバシーの侵害になると主張する方もいらっしゃいます。
- ・ 医療機関においては看護師が医師に見せればいいというところもありますし、独協医大においては、職員は、封を開けないとか、名前をみないという原則になっていると聞いておりますが、それでは仕事にならないのではないのでしょうか。
- ・ そのくらい、医療機関は、インフォームドコンセントやプライバシーに気を使っています。
- ・ それを患者さんが果たして理解しているのかは別のような感じがします。
- ・ 私が若い頃と比べると、格段に色々な面で良くなっています。

会長

- ・ 自己決定権が日本医師会の倫理委員会で認められたのは、平成2年であったと記憶していますが、それから始まって、よくなってきています。

K委員

- ・ それ以降、随分と良くなって着ました。
 - ・ 患者さんのためにも大変良くなってきていると思います。
 - ・ 指針案の医療の県については、内容としては、このようなものでいいかと思
- います。

会長

- ・ 専門的な内容になりますので、医療関係者の方のご意見がいただきたいものですから。
- ・ ほかにありますか。

L委員

- ・ 私も、在宅介護支援センターということで、利用者のプライバシーをしっかりと守らなければならない団体の会長をやっておりますけれども、なかなか、人の問題も色々ありまして、医療・福祉関係者の現状と課題、施策の基本方向では、「何々が推進されるよう要請する」、「何々が図られるよう要請する」となっていますが、どこに要請するのですか。
- ・ それが見えてこないと、個人に要請するのか、こういった団体に要請するのかが見えてこない。
- ・ また、要請しっぱなしであって終わってしまうのではないですか。

会長

- ・ 何か良い方法は、ありますか。

L委員

- ・ すぐには、わかりません。

事務局

- ・ これらの団体は、市とは別組織となりますので、市の立場からしますと、「要請していく」という表現になってしまいます。
- ・ マスメディア関係者についてもやはり、同じように「要請していく」という表現になります。
- ・ 市役所が自ら行う場合には、「推進していく」とか、「取り組んでいく」という表現ができるのですが。

会長

- ・ 私から申し上げますと、特定職業従事者というときには、国連の文書では、議会の議員がはいっています。
- ・ それから、法曹関係者、裁判官、弁護士、検察官が入っておりますけれども、日本の国内行動計画ではそれが抜けています。
- ・ 国が抜いたものを取って市が入れる必要はないと思いますけれども、私の個人的な感情からしますと、少なくとも前者に対しましては、入るといいなと思

います。

- ・ 影響力が大きい職業だけに、また、市民に選ばれた人たちだけに、ご協力いただきたいと思います。

- ・ ここだけの愚痴としておきますが、国会議員には是非勉強してもらいたい。

G委員

- ・ 教職員、社会教育関係者の施策の基本方向のところの2つ目の文章ですけれども、先ほどの学校の議論と共通するのですが、参加体験型学習を取り入れれば、意識が向上するかというと、そういうものではないので、ここも、子ども、児童生徒にも全く同じでありますので、この後検討していただきたいと思っています。

- ・ むしろ、かじったことがあるためによくない、ということが現実にあります。

- ・ 知ったつもりになってしまうという問題がありますので。

会長

- ・ 参加体験型学習は、F委員が詳しいのではないのでしょうか。

- ・ 何かコメントをお願いします。

F委員

- ・ あくまでも一つの手法としてこういうものもありえるのであって、これをやることで、教職員の資質がすべて向上するかというとそういうことではないわけで、この辺で誤解があるのかもしれませんがね。

- ・ ですから、当然、文言も含めてですけれども、指導するというのではなくて、一斉授業でも大事なことはあるわけですし、色々なことを組み合わせることが、現場では必要なのかと思います。

G委員

- ・ 例えばですね、県教職員の初任者研修では、知的障害者施設に宿泊して研修を受けますけれども、これは本当に効果が上がっているのかということについて

ては、十分検証する必要があると思います。

- ・ 福祉施設というのは、子どもの体験学習の場でも、職員の研修の場でもなくて、生活の場であり、そこを使わせていただいているわけですから、そのような問題を伴いながら実施するのであれば、きちんと効果測定すべきであると思います。

会長

- ・ 効果測定という発想はないですね。
- ・ ご存知かもしれませんが、教員養成学部の教官として解説いたしますと、3年ぐらい前から福祉実習というものが教員免許取得のための必修科目となりまして、1週間、福祉施設に行きまして、実習することが課されました。
- ・ 従いまして、学生は、大きな施設ではありませんので、バラバラに行きますので、授業を休んでいったときに、1日出席がとれなくなりますが、私の学生は、女性の体を見たことがないのに、おばあさんの体を拭く仕事を与えられて、胸が触れなかったとこぼしていました。
- ・ こういったことで実習していますが、必要があるのかという気がします。

G委員

- ・ 男性の知的障害者の介護は、私どものところは、女子学生ですけれども、今は、現場ではさせないようにしています。
- ・ そういう人権への配慮があるわけで、そこで生活をしているそれぞれの障害者の人権の問題に関わってくる。

会長

- ・ 参加体験型学習は、田中真紀子氏が議員立法で発案したことであります。
- ・ 文章には「参加体験型学習を取り入れるなど」と「など」が入っていますからいいと思いますが、「のみ」ととらえてしまう方もいますし、また、参加体験型学習は簡単にいうと、ただ、仲良くしましょうということで、最初は知らない人と顔を向かい合わせてジャンケンをして仲良くなるろうということで、き

らう人もいます。

B 委員

- ここでは、一つの手法として掲げているだけです。
- 特定職業従事者がここに取り上げられているというのは、これらの人々は基本的に権力を行使する立場にある人と明記されているわけで、だから、市の職員にしても、列挙されている人もそうですが、議員にしても、裁判官にしても同じなんです。権力を行使する立場のある人に対しては特に人権教育をしなければならないということで、特定職業従事者の規定が設けられています。
- ですから、権力を行使する立場と、行使される立場とが向かい合いますよと、そこで人権侵害が起きますよと、だから、しっかりと人権教育が必要なんですよと。
- つまりこの一線を超えてはいけませんよということが、十分に認識されていないと、権力を行使する際に抑制がきかなくなる。
- そのことをここではいっている。
- だから、どういう内容の人権教育なのかということが極めて重要なので、本当に権力を行使する立場にある人が、抑制的になる人権教育をするのかどうかということが、非常に大きな問題である。
- 人権の場合は、当事者主義というのがありまして、例えば、1492年にコロンブスがアメリカ大陸を発見したという立場の歴史観と、侵略が始まったと理解する先住民族とが向かい合うわけです。
- ですから、侵略を開始したコロンブスのサイドから物を見つめていくと、人権侵害がおきますよと。
- つまり、権力を行使する立場というのはそういうことなのです。
- そこを抑制的にするためには、人権という基準を入れて、抑制的に仕事をしてくださいよということになる。
- そここが、この中ではっきりしていないことが、最大の問題だと思う。

- ・ 特に市の職員とか、福祉の問題でも今議論がありましたけれども、法律で規定されているとおりにやったときにでも、人権を侵害してしまうことがある。
- ・ 認定するか、しないかで、生活保護の基準で亡くなってしまった方もいる。
- ・ その人に対しては、法律どおりにやったんだと、国の指示どおりにやったんだといっても、権力を行使する立場にあるから、一線を越えてしまうこともありえる。
- ・ そこで、どこが抑制の範囲なのかということは、人権教育の中で学ぶということではないのか。
- ・ だから、これらの人々は、しっかり、人権について学んでくださいということになるのです。
- ・ その人権教育の中身は何なんですか、ということ、どうしても訊いてみたいのですが。

会長

- ・ 先ほどありましたけれども、中身までには入れないので、中身が大事だという文言を2行から3行入れておいて、あとは、市のサイド、教育委員会で考えてもらい、市職員研修の中で考えてもらうというしかないですね。
- ・ B委員のご意見は傾聴には値しますが、文言には直接入れないということだと思います。
- ・ また、細かいことでも、大きなことでも、お話を続けましょう。

B委員

- ・ マスメディア関係者のところで、「適切な人権上の配慮が求められている」とありますが、これは、簡単に言いますと、「推定無罪の原則」となりますが、つまり、裁判で有罪判決がでるまでは無罪として扱われる。
- ・ これは、人権の大原則ですけれども、ほとんど守られていなく、警察に呼ばれただけで犯罪報道されてしまう。
- ・ こういうのは推定無罪の原則、つまり有罪判決が出るまで無罪として扱われ

るという点についての抑制というものは、憲法原則でありますから、もっと強く書けるのではないかと思うのですが、難しいですか。

M委員

- ・ 難しいですね。
- ・ 確かに、判決が出るまでは無罪の扱いをしないといけないのですが、前段階で警察がある容疑者を逮捕した場合は、それを記事に書いても刑法上認められているわけで、無罪である前提であっても、それを掲載することも止められない。

I委員

- ・ それぞれの報道機関で、止めるのは難しいと思います。
- ・ ただ、流れからしますと、人権に対する配慮が始まったのは、遅いといえば遅かったのですが、今は、警察が実名発表しても、それぞれの立場で判断して、匿名にするとか、実名にするとか、その辺のところはかなりシビアにやっています。
- ・ 推定無罪の原則ということで、実際には報道しないということではできないと思います。

B委員

- ・ 犯罪が起きたときには、警察官は公費で捜査をします。
- ・ そこで集められた証拠は、無罪の証拠と、有罪の証拠があるのが当然で、そこで検察官が起訴するかどうか決めるわけですが、捕まった人は、突然捕まってきて、これはもう公権力ですから、弁護士を頼んだとしても、弁護士には警察が調べた無罪の証拠を出してもらえないわけではないし、こういった証拠にはアクセスできません。
- ・ いきなり無罪を証明しろといわれても、弁護士には捜査権はないし、何もなければ、それで裁判に向かわなければならなくなる。
- ・ 日本の裁判制度そのものが、人権に関しては問題があると思います。

- ・ そういうことを理解すると、報道側が警察と検察の言い分だけで報道してしまうということで、裁判そのものが有名無実化してしまう。
- ・ 警察や検察に対する抑制効果としてマスコミはあるわけで、弁護士と一緒にそういうことをやるのであれば、話は別ですけれども、実際はそうになっていない。
- ・ そうすると、1回警察に睨まれるともうこの国では終わりだということになる。
- ・ 検察が起訴した99.9パーセントが有罪判決になっているということで、実質的には裁判は機能していない。
- ・ こういう中では、推定無罪という人権の原則を十分に機能させるという役割がマスコミにはあると思う。
- ・ あまり引かないで、もう少し切り込んでほしいのですが。

M委員

- ・ 警察の発表したものとかだけではなく、独自に色々取材もしますけれども、最近では、各社力を入れてやっていると思います。
- ・ 書かれる方の立場も頭に入れて、記事を取材している。

会長

- ・ 今、B委員が犯罪の問題につきまして発言されましたけれども、広い意味でいえばマスコミがペンの力を駆使して、権力と闘っているのかということでしょうか。
- ・ 政府自民党に対して、鋭い牙をむいているのかということでしょうかけれども、ここに書くべきことではありませんので、ここだけに止めておきたいと思います。

B委員

- ・ 対権力というのではなくて、市民の人権という形でもうちょっと警察にも変わってもらいたいと思いますし、検察にも変ってほしいし、裁判所にも変ってほ

しい。

- ・ 真実を発見するという原則で動けばいいのだけれども、今の刑事訴訟は、検察官であっても裁判官であっても簡単に判決が書けるシステムになっているというのは、人権の立場からいうとおかしい。
- ・ 警察が集めた証拠は中立だから弁護士にも全て見せます、ということになっていけば、その中で無実を証明する証拠を集めて、裁判で検察と向かい合うことができる。
- ・ 今は、一切それができないし、検察側が全て握っているので、弁護士は大変ですよ。
- ・ このように、人権に関しては、寂しい状況があるわけで、それをペンの力で改善できないものかと思います。

会長

- ・ 文言は、このままでよろしいですね。
- ・ さて、ほかの方からもご意見をいただきたいと思いますが、なければ、6ページに戻りたいと思います。

H委員

- ・ 6ページの地域社会の課題のところですが、「しかしながら」ではじまっていますが、これは必要ないと思いますが、「人権問題は・・・往々にして捉えられており」というところで、「往々にして」と言い切っていないのですが、次の部分の「自分の・・・は薄いので」と、ここでは「薄い」と言い切っています。
- ・ 地域社会の中には、意識が薄くない方もおられると思いますので、ここは、前と同じようにして、両方に「往々にして」に係るようにしたほうが良いと思います。

会長

- ・ 人々の人権意識をどう把握するかと言うことで、この文言を作成するに当た

って事務局は、市政調査のデータを使っています。

- ・ 市政調査結果のほか、栃木県の同和問題意識調査の結果や東京都における都政調査のデータを見ましても、人権という感覚が、人々は薄いのです。
- ・ 人権のことは、あまり考えていないと思います。
- ・ こういった内容が表現されればいいと思います。
- ・ H委員のご意見を参考にしながら、事務局で文章を修正していただきたいと思います。
- ・ 栃木県のデータを見ましても、他人の人権を侵害したことがあると答えた人は、たった3パーセントです。
- ・ 半分以上の人は、侵害したことはないと答えている。
- ・ 男性は、女性の人権を侵害しています。
- ・ それだけで、50パーセントはあるはずです。
- ・ 皆さん自覚していないだけで、自覚している人が3パーセントということです。
- ・ 健全者は、障害者の人権を侵しています。
- ・ 本当は、100パーセントのはずなんです。
- ・ それが、3パーセントが自覚している今の状態が、こういった動きが出発点になって、さらに発展していくと考えてたらいかがでしょうか。
- ・ あと、細かい文言等の修正ございますか。
- ・ たくさん直すべきところがあると思いますが、ここでは議論できないと思いますので、細かい文言を修正するところに気がつかれましたら、3日以内に書類でお出しいただきたいと思います。
- ・ 先ほど、主語を直したほうがいいのかというご意見もございましたし、例えば、7ページでいえば、「社会教育関係者」のところですが、その下の方では「社会教育関係職員」となっていますので、ここは統一したほうがいいと思います。

B委員

- ・ また、第3章のところで気になりますのは、何箇所か「かかわる」という言葉が出てきますが、「かかわる」というのは両方向性の表現で、一方向性に限定した言葉の方がいいと思います。
- ・ 私は、基本的には「かかわる」という表現は直していただきたいと思います。
- ・ まだ、時間が少しありますので、ご意見等をお願いいたします。
- ・ 教育の中では、人権が浸透するように、共生する心、共生原理を基本に据えています。
- ・ そういった言葉が強調されていますけれども、今、学校の教育というのは、「競争原理」なのではないでしょうか。
- ・ 「競争原理」を抑制しながら、共生の原理を導入していくと理解しているのか、学校教育の中に「競争原理」があること自体がおかしく、人権教育というのは「共生の原理」なんだということなのか、ここをどのように理解しているのでしょうか。
- ・ 私は、学校の教師と話をしたときには、「競争原理」というのがかなりリアルでした。
- ・ そこで、「共生」つまり、共に生きるという人権の原則を入れていくと、どうしてもそれは入りにくい。
- ・ どうしてもそれは二の次だという話になりがちだから、むしろ、そこをどういうふうにするのかということを示さないと、これは、そんなことって質のことを色々考えていたら競争社会は生きていけないよということがとおると、人権教育も絵に描いた餅になってしまいます。
- ・ そこをどういったバランスでやるということが方針なのかをどこかで謳う必要があるのではないかと。
- ・ つまり、「競争原理」はどこかで抑制することや、「競争原理」が学

校教育の中にあるということはどこにも書いていない。

- ・ そこで整理しないと、「共生の心」、共に生きていくということは、人権の原則は重要なことですから、バランスをどうやって取るのか、ということを示さないと指針にはなれないのではないのでしょうか。

会長

- ・ 何か事務局でご意見ありますか。

事務局

- ・ この中には「共生の心」という言葉がありますがけれども、人権の中では重要なキーワードだと思っています。
- ・ 様々な見方とか、考え方とか、立場の違う人たちと共に生きるということですから、こういった共生、人権意識の醸成を図るという意味で出ていると思います。
- ・ もうひとつ、競争ということになりますと、もう少し検討する時間をいただきたいと思います。

会長

- ・ 競争における平等というのが獲得されたならば、後は個人の努力となります。
- ・ 基本的には競争はあり、必然的なものでもあります。
- ・ ただ、全てが競争ではなく、点数が競争であって、人間性については「共生の原理」で動いている。
- ・ あるいは、弱った人、ハンデのある人への配慮というものがある。
- ・ 弱い立場の人からの要求については、十分、当然の権利として認める、ということで、基本的に競争社会であっても恥ずかしいことはありません。
- ・ ただ、点数という一元的なもので、人間を決めてはいけないということなのでしょう。
- ・ そこまで、整理して欲しいというのが、B委員の意見なのではないでしょうか。

- B委員
- ・ この2つの価値を使い分けるということは、極めて大事です。
- F委員
- ・ 個人からいうとやっぱり、自分の実力を認めてもらわないとやっていけない
ですから。
 - ・ それは、一種の競争なのかなと思います。
- B委員
- ・ ただ、人間というのは、いつまでも若くはなく、年をとれば負けるということ
もある。
 - ・ そうではないんだということが、社会の中にあることを学ばないと、結果は
競争に勝つということだけになって、負けた人はホームレスだという議論にな
ってしまう。
 - ・ そこをどういった形で、基本的に整理するのかということ、極めて重要で
す。
 - ・ ただ、これは難しいと思います。
- 事務局
- ・ 難しいと思います。今のお話ですと。
- B委員
- ・ 確かに、人権と言うのは、端に置かれてきたということはありません。
- 事務局
- ・ 社会そのものをどうするか、学校をどうするかという議論になると、難しい
と思います。
 - ・ ただ、そういった中で、はみだしてしまったホームレスとか、生徒をどう扱
っていくのかという、いわゆるケアの問題も、今、緊急の課題として求められ
ています。
 - ・ 人権という視点から、どう対応していったらいいかということも必要ではな

いでしょうか。

会長

- ・ では、そろそろ外も暗くなってきましたので、この辺で終わりにしたいと思っています。
- ・ 細かいところにつきましては、事務局に早急にご連絡ください。
- ・ 事務局では、これを訂正していただきたいと思います。

2 議事 (4) その他

会長

- ・ 以上で、本日予定されている議題については、終了いたしました。最後に、事務局から何かありますか。

事務局

【今後の日程について説明】

会長

- ・ パブリックコメントは、こういった形で意見がくるのですか。
- ・ メールの形でくるのが多いですか、それとも手紙ですか。

事務局

- ・ メールも多くきます。
- ・ 各地区市民センター等にも素案の全文を配布したいと考えておりました。広報紙についても概要を載せたいと考えています。
- ・ メール、手紙がありますが、メールが多いという実績があります。

3 閉会

会長

- ・ 皆様方に配布しました会議録を作成するのは、ものすごく大変なんです。実際問題として。
- ・ 市役所の職員の労働時間を軽減するために、必要ないのではないかと考えた

のですけれども、公表するのが大原則ですから、大変だけれどもしょうがない
ということで、皆様もよく揉んでください。

- ・ また、事務局でも、うまくまとめてください。
- ・ 本日は、これで終わりにいたします。

【午後4時54分終了】